

令和6年度 長野県認知症介護研修事業実施要領

1 趣旨

この要領は、長野県認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成22年3月31日付け21長福第646号社会部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、以下の研修について、必要な事項を定める。

- (1) 認知症介護実践研修
 - ア 認知症介護実践者研修
 - イ 認知症介護実践リーダー研修
- (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修
- (3) 認知症対応型サービス事業管理者研修
- (4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- (5) 認知症介護基礎研修
- (6) 認知症介護基礎研修フォローアップ研修

2 認知症介護実践者研修

(1) 目的

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、認知症高齢者の介護に従事する者に対し、認知症の介護に関する理念、知識及び技術の修得を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(2) 対象者

介護保険施設、指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所等に従事する介護職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であり、概ね実務経験2年程度の者とする。

(3) 募集人員

研修の募集人員は360人とし、1会場あたり約60人とする。

(4) 研修内容

ア 研修内容は、別表1のカリキュラムに基づき、講義及び演習を24時間以上、実習の課題設定4時間、職場実習4週間及び実習報告会1日間を満たすものとする。

イ 職場実習は、受講者が現に従事している事業所で実施するものとする。

ただし、開設を予定している事業所等の受講者であって、現在職場がない受講者については、協力事業所等に各自で依頼を行い、実習先を選定して実施するものとする。

(5) 申込方法

ア 地域密着型サービス事業所の指定条件を満たす必要がある指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所及び指定複合型サービス事業所の管理者又は計画作成担当者になろうとする者は、

「認知症介護実践者研修受講申込書（様式第1号）」により当該保険者に申込みを行うものとする。研修の受講申込みにあたって、当該保険者は、当該事業所の状況を精査し、受講が適当と認めた場合には、「推薦書（様式第10号）」を作成し、研修受託事業所の長あて申し込むものとする。

イ 地域密着型サービス事業所以外の事業所の者及び地域密着型サービス事業所であっても指定基準を満たす必要がない者については、「認知症介護実践者研修受講申込書（様式第2号）」により研修受託事業所の長あて申し込むものとする。

ウ 受講申込みは1事業所あたり1人とする。ただし、上記アの申込者であり、新規開設等で研修修了者がいないなどやむをえない事情のある場合は、保険者が必要と認める範囲で2人以上の申込みができる。

(6) 受講の免除等

講義、演習及び実習報告会については、原則として、同一会場において実施する研修を受講するものとする。また、次に該当する場合においては、研修カリキュラムの受講を一部免除又は別会場での受講ができるものとする。

ア 年度内において実施する認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者は、研修1日目の受講を免除することができる。

イ 講義及び演習を全て修了し、職場実習及び実習報告会を修了していない者については、年度内であれば、次回以降の実習報告会を受講することができる。

(7) 受講料

研修の受講料は要綱第15条第1号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所における収入とする。

3 認知症介護実践リーダー研修

(1) 目的

実践者研修で得られた知識及び技術をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有し、地域において認知症ケア向上及び普及の中核的役割を担うことができる者を養成することを目的とする。

(2) 対象者

介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等に従事する介護職員等であって、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）修了者又は認知症介護実践研修（実践者研修）を修了後1年以上経過している者であり、介護現場における介護業務経験が5年以上ある者とする。

(3) 募集人員

研修の募集人員は、40人とする。

(4) 研修内容

ア 研修内容は、別表2のカリキュラムに基づき、講義及び演習を31時間以上、実習の課題設定4時間、職場実習4週間及び実習報告会1日間を満たすものとする。

イ 自施設における職場実習は、受講者が現に従事している事業所で実施するものとする。

(5) 申込方法

ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、短期利用共同生活介護費を算定する必要がある場合は、当該事業者の代表者が「認知症介護実践リーダー研修受講申込書（様式第3号）」により当該保険者に申込みを行うものとする。

イ 研修の受講申込みにあたり、地域密着型サービス事業者から受講申込を受けた保険者は、当該事業者の状況を精査し、申込みのあった者の受講が適当と認めた場合には、「推薦書（様式第10号）」を添えて、研修受託事業所の長あてに申し込むものとする。

ウ 上記アの指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者以外の事業者の者については、「認知症介護実践リーダー研修受講申込書（様式第4号）」及び「認知症介護実践リーダー研修推薦書（様式第5号）」により研

修受託事業所の長に申込みを行うものとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第 15 条第 1 号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所における収入とする。

4 認知症対応型サービス事業開設者研修

(1) 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「認知症対応型サービス事業者」という。）の代表者が、当該事業者を運営していく上で必要な知識を身につけることを目的とする。

(2) 研修対象者

認知症対応型サービス事業者の代表者であって、当該事業者のある所在地の介護保険者（以下「保険者」という。）が適当と認めた者とする。

(3) 研修募集人員

研修の募集人員は16人とし、1会場あたり約8人とする。

(4) 研修内容

ア 研修内容は、別表3の講義・演習6時間及び現場体験1日間（8時間）を満たすものとし、レポート作成を行うものとする。

イ 現場体験は、講義2日間を終了後2週間以内に実施するものとし、原則として受講者本人の所属する法人以外の認知症対応型サービス事業者で行うものとする。

ウ レポート作成は、講義及び現場体験を踏まえ、次の事項について記載したものを、講義2日間を終了後1ヶ月以内に研修受託事業者の長及び保険者あてに提出するものとする。

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業運営に関して取組みたいこと

(5) 申込方法

ア 「認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書（様式第6号）」により保険者に申込みを行うものとする。

イ 研修の受講申込みにあたり、認知症対応型サービス事業者から受講申込を受けた保険者は、当該事業者の状況を精査し、申込みのあった者の受講が適当と認めた場合には、「推薦書（様式第10号）」を添えて、研修受託事業所の長あてに申し込むものとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第 15 条第 1 号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所における収入とする。

5 認知症対応型サービス事業管理者研修

(1) 目的

研修対象者が、当該事業所を管理、運営していく上で必要な知識及び技術を身につけることを目的とする。

(2) 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は、管理者として従事することが予定されている者であって、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）を修了し、保険者が適当と認めた者とする。

(3) 研修募集人員

研修の募集人員は100人とし、1会場あたり約50人とする。

(4) 研修内容

研修内容は、別表4の講義・演習9時間を満たすものとする。

(5) 申込方法

ア 「認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書（様式第7号）」により保険者に申込みを行うものとする。

イ 受講申込みは1事業所あたり1人までとする。ただし、新規開設等で研修修了者がいない等のやむをえない事情のある場合は、保険者が必要と認める範囲で2人以上の申込みができるものとする。

ウ 研修の受講申込みにあたり、認知症対応型サービス事業所から受講申込を受けた保険者は、当該事業所の状況を精査し、申込みのあった者の受講が適当と認めた場合には、推薦書（様式第10号）を添えて、研修受託事業所の長あてに申し込むものとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第15条第1号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所における収入とする。

6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(1) 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識および技術を身につけることを目的とする。

(2) 研修対象者

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）を修了し、保険者が適当と認めた者とする。

イ 上記以外の地域密着型サービス担当の市町村職員（1日目のみの聴講）

※修了証書は発行しない。

(3) 研修募集人員

研修の募集人員は40人とし、1会場あたり約20人とする。

(4) 研修内容

研修内容は、別表5の講義・演習9時間を満たすものとする。

(5) 申込方法

ア 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講申込書（様式第8号）」により保険者に申込みを行うものとする。

イ 研修の受講申込みにあたり、認知症対応型サービス事業所から受講申込を受けた保険

者は、当該事業所の状況を精査し、申込みのあった者の受講が適当と認めた場合には、「推薦書（様式第10号）」を添えて、研修受託事業所の長あてに申し込むものとする。
ウ（2）のイの者については、研修受託事業所に問い合わせることとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第15条第1号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所における収入とする。ただし、聴講の場合、受講料は徴収しないこととする。

7 認知症介護基礎研修

(1) 目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とする。

(2) 研修対象者

介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

(3) 研修方法

eラーニングにより実施する。

(4) 実施主体

知事が指定する法人（以下「研修実施法人」という。）

(5) 研修内容

研修内容は、別表6の自学習3時間を満たすものとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第15条第1号に定める額とする。なお、受講料は研修実施法人における収入とする。

(7) その他

申込方法等については、別に定める。

8 認知症介護基礎研修フォローアップ研修

(1) 目的

認知症介護基礎研修をeラーニング（個人学習）により修了した者が、グループワーク形式による事例演習を通じてケアやコミュニケーションの内容を検討することで、認知症対応力を向上することを目的とする。

(2) 研修対象者

認知症介護基礎研修eラーニング修了者又は受講を希望する者

(3) 研修募集人員

研修の募集人員は80人とし、1会場あたり約40人とする。

(4) 研修内容

研修内容は、別表7を満たすものとする。

(5) 申込方法

「認知症介護基礎研修フォローアップ研修受講申込書（様式第9号）」により研修受託事業所の長に申込みを行うものとする。

(6) 受講料

研修の受講料は要綱第15条第1号に定める額とする。なお、受講料は研修受託事業所に

おける収入とする。

9 修了証書

各研修における受講態度、提出書類等により全ての内容を修了したと認められる者には、以下のとおり修了証書を授与する。

| 研修名 | 修了証書の様式 |
|--|-------------|
| 認知症介護実践者研修 認知症介護実践リーダー研修 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | 様式第 11 号 |
| 認知症介護基礎研修 | 要綱第 13 条による |
| 認知症介護基礎研修フォローアップ研修 | 様式第 12 号 |

10 個人情報の取り扱いについて

本事業を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、本事業において知り得た個人情報については、各研修目的以外で使用しないこととする。

別表1 (認知症介護実践者研修カリキュラム)

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|------------------------|---|--|---------------|
| 1 認知症ケアの基本 | | | |
| (1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援 | 認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状 (BPSD) の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアの理念と我が国の認知症施策 ・ 認知症に関する基本的知識 ・ 認知症ケアの倫理 ・ 認知症の人の意思決定支援 ・ 自己課題の設定 | 講義・演習 180分 |
| (2) 生活支援のためのケアの演習1 | 食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援のためのケア ・ 認知症の生活障害 ・ 認知症の人の生活環境づくり ・ 中核症状の理解に基づくコミュニケーション ・ 生活場面ごとの生活障害の理解とケア | 講義・演習 300分 |
| (3) QOL を高める活動と評価の観点 | 認知症の人の心理的安定や QOL (生活・人生の質) 向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アクティビティの基礎的知識と展開 ・ 心理療法やアクティビティの評価方法 | 講義・演習 60分 |
| (4) 家族介護者の理解と支援方法 | 在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者の理解 ・ 家族介護者の心理 ・ 家族介護者の支援方法 | 講義・演習 90分 |
| (5) 権利擁護の視点に基づく支援 | 権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護の基本的知識 ・ 権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束 ・ 権利擁護のための具体的な取り組み | 講義・演習 90分 |
| (6) 地域資源の理解とケアへの活用 | 関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割 ・ インフォーマルな地域資源活用 ・ フォーマルな地域資源活用 | 講義・演習 120分 |

| | | | |
|--------------------------------|--|---|---------------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源としての介護保険施設・事業所等 | |
| 2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践 | | | |
| (1) 学習成果の実践展開と共有 | <p>認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人本人の声を聴く（自施設・事業所における実践） ・事例収集（自施設・事業所における実践） ・中間課題の発表と共有 | 講義・演習 60分 |
| (2) 生活支援のためのケアの演習2（行動・心理症状） | <p>認知症の行動・心理症状（BPSD）が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・行動・心理症状（BPSD）の基本的理解 ・行動・心理症状（BPSD）の発症要因とケアの検討（事例演習） ・行動・心理症状（BPSD）の評価 ・生活の質の評価 | 講義・演習 240分 |
| (3) アセスメントとケアの実践の基本 | <p>認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人のアセスメントの基礎的知識 ・観察の方法とポイント ・アセスメントの実際（事例演習） ・実践計画作成の基礎的知識 ・実践計画作成の展開（事例演習） ・実践計画の評価とカンファレンス | 講義・演習 300分 |
| 3 実習 | | | |
| (1) 職場実習の課題設定 | <p>認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職場実習のねらい ・対象者選定 ・課題設定 ・4週間の行動計画の作成 | 講義・演習 240分 |
| (2) 職場実習（アセスメントとケアの実践） | <p>研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。ア</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実習の準備 ・実習の開始 ・報告準備 | 実習 4週間 |

| | | | |
|------------------------|---|--|-----------------------|
| | <p>セスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。</p> | | |
| <p>(3) 職場実習 評価</p> | <p>アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場実習報告 ・ ケア実践計画の評価 ・ 職場への報告と展開 | <p>講義・演習 180分</p> |

別表2 (認知症介護実践リーダー研修カリキュラム)

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|--------------------------------|--|--|---------------|
| 1 認知症介護実践リーダー研修総論 | | | |
| (1) 認知症介護実践リーダー研修の理解 | チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割と研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。 実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。 | <ul style="list-style-type: none"> 実践リーダーの役割 実践リーダー研修の概要 実践リーダーとしての課題の明確化 | 講義・演習 90分 |
| 2 認知症の専門知識 | | | |
| (1) 認知症の専門的理解 | 一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する理解 原因疾患別の捉え方のポイント 医学的視点に基づいた介入 認知症を取りまく社会的課題 | 講義・演習 120分 |
| (2) 施策の動向と地域展開 | 認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できる知識を修得する。 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の変遷 認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容 地域における認知症ケア関連施策の展開 | 講義・演習 210分 |
| 3 認知症ケアにおけるチームケアとマネジメント | | | |
| (1) チームケアを構築するリーダーの役割 | チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> チームの意味や目的、種類 チームの構築及び活性化するための運用方法 チームの目標や方針の設定と展開方法 | 講義・演習 180分 |
| (2) ストレスマネジメントの理論と方法 | チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを | <ul style="list-style-type: none"> チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性 ストレスマネジメントの方法 | 講義・演習 120分 |

| | | | |
|-----------------------------|--|---|---------------|
| | 実践することができる。 | | |
| (3) ケアカンファレンスの技法と実践 | チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義 ・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション ・効果的なケアカンファレンスの展開 | 講義・演習 120分 |
| (4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法 | 多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ） ・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴 ・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 | 講義・演習 180分 |
| 4 認知症ケアの指導方法 | | | |
| (1) 職場内教育の基本視点 | 認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成における介護職員等のとらえ方 ・指導者のあり方の理解 ・人材育成の意義と方法 ・職場内教育の意義 ・職場内教育(OJT)の実践方法 | 講義・演習 240分 |
| (2) 職場内教育(OJT)の方法の理解 | 介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場内教育(OJT)における指導技法 ・指導における活用と留意点 | 講義・演習 240分 |
| (3) 職場内教育(OJT)の実践 | これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状(BPSD)、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画（事例演習） ・行動・心理症状(BPSD)への介護に関する指導（事例演習） ・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法（事例演習） ・自己の指導の特徴の振り返り | 講義・演習 360分 |
| 5 認知症ケア指導実習 | | | |

| | | | |
|-------------------|---|---|---------------|
| (1) 職場実習 の課題設定 | 研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解 ・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案 ・実習計画の立案 | 講義・演習 240分 |
| (2) 職場実習 | 研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意 ・指導目標の立案方法の理解 ・指導目標に応じた指導計画の作成 ・指導計画に応じた指導の実施 | 実習 4週間 |
| (3) 結果報告 | 職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察 ・認知症ケア指導に関する方向性の明確化 | 講義・演習 420分 |
| (4) 職場実習 評価 | | | |

別表3 (認知症対応型サービス事業開設者研修カリキュラム)

| 科目 | 目的及び内容 | 時間数 |
|--------------------|--|------|
| 1 認知症高齢者の基本的理解 | <p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。 | 60分 |
| 2 認知症高齢者ケアのあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する | 90分 |
| 3 家族の理解・高齢者との関係の理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。 | 60分 |
| 4 地域密着型サービスの取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準(特に「地域との連携」「質の向上」)について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 | 150分 |
| 現場体験 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。 | 480分 |

別表4 (認知症対応型サービス事業管理者研修カリキュラム)

| 科目 | 目的及び内容 | 時間数 |
|-----------------|--|------|
| 1 地域密着型サービス基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。 | 60分 |
| 2 地域密着型サービスの取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。 | 90分 |
| 3 介護従事者に対する労務管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。 | 60分 |
| 4 適切なサービス提供のあり方 | <p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <地域等との連携> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 <サービスの質の向上> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護（高齢者虐待を含む）及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など | 330分 |

別表 5 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム)

| 科目 | 目的及び内容 | 時間数 |
|--------------------------------|---|-------------------------|
| 1 総論・小規模多機能ケアの視点 | ・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。 | 60分 |
| 2 ケアマネジメント論 | ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。 | 60分 |
| 3 地域生活支援 | ・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。 | 60分 |
| 4 チームケア(記録・カンファレンス・アセスメント・プラン) | ・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。 | 60分 |
| 5 居宅介護支援計画作成の実際 | ・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。 | 講義 60分 演習 240分 |

別表 6 (認知症介護基礎研修カリキュラム)

| 科目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|----------------|--|---|-------------------------------|
| 認知症の人の理解と対応の基本 | 認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれらを踏まえた実際の対応方法を身につける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く現状 ・具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 ・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識 ・認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点 | 自学習 (eラーニング) 150分 程度 |

別表 7 (認知症介護基礎研修フォローアップ研修カリキュラム)

| 科目 | 目的及び内容 |
|---------------|--|
| 認知症ケアの実践上の留意点 | 認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討し、認知症の人への対応方法を身につける。 |